

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）６月２日

下関市長 前 田 晋太郎

記

１ 入札に付する事項

- （１）業 務 名 令和７年度特定建築物定期点検業務（北部老人憩の家ほか全５施設）
- （２）業務内容 別紙１仕様書のとおり
- （３）契約期間 契約締結日から令和８年３月１９日まで

２ 入札参加条件

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。
- （２）「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」及び「下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿の建築コンサルタント」に登録されており、かつ一級建築士の資格を有する者を雇用していること。
- （３）この公告の日から本業務の開札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- （５）下関市内に本社があること。

- (6) 過去 3 年間の間に下関市又はその他地方公共団体を相手とした本業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務の実績を有すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 場所

下関市福祉部長寿支援課(下関市南部町 1 番 1 号 下関市役所本庁舎西棟 2 階) 及び下関市ホームページ上

(2) 日時

令和 7 年 6 月 2 日(月) 午前 8 時 3 0 分から令和 7 年 6 月 2 7 日(金) 午後 5 時まで

4 入札参加手続等

(1) 入札参加資格確認申請方法

「入札参加資格確認申請書」(様式 1) に「2 入札参加条件」(2) 及び(6)の内容が確認できる書類を添付し、郵送(書留郵便物に限る。)又は持参し、提出すること。

提出期限 令和 7 年 6 月 2 7 日(金) 午後 5 時【必着】

提出先 〒7 5 0 - 8 5 2 1

下関市南部町 1 番 1 号 下関市役所本庁舎西棟 2 階
下関市福祉部長寿支援課 施設係

(2) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和 7 年 7 月 2 日(水)までに「入札参加資格確認通知書」により電子メール又はファクシミリで通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格確認通知書により通知を受けた日の翌日(休日の場合は翌開庁日)までにその理由を求める書面を下関市役所福祉部長寿支援課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

5 入札に関する質問

(1) 本入札に関する質問は、任意の様式でファクシミリによること。

(2) 質問の期限は、令和 7 年 6 月 2 4 日(火) 1 2 時までとする。

(3) 質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に提示する。

(4) 問合せ先 下関市福祉部長寿支援課 施設係

T E L 0 8 3 - 2 3 1 - 1 1 6 8

F A X 0 8 3 - 2 3 1 - 1 9 4 8

6 入札方法

- (1) 入札書（様式2）を下記7に掲げる入札日時及び場所に持参すること。また、入札額は、消費税を含まない総額の委託料を記載すること。
- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 不調の場合を考慮し、入札回数は初回を含め3回までとする。

7 入札日時等

- (1) 入札日時 令和7年7月8日（火） 11時00分
- (2) 入札場所 下関市南部町1番1号
下関市役所本庁舎西棟5階 506会議室

8 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

9 落札者の決定

最も低い金額を入札した者を落札者とする。

10 その他

- (1) 代理人をして入札させるときは、委任状（様式3）を入札前に提出すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札参加者が入札の日までに入札参加資格を満たさなくなった場合は入札に参加できない。
- (4) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札者が明瞭でないもの又は入札金額を判読することができないもの。
 - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載がないもの。
 - ウ 代理人でその資格がない者又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - エ 虚偽の申請を行った者がしたもの。

オ 金額を訂正した入札書によるもの。

- (5) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が契約時までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 入札参加資格確認申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記具（いわゆる消せるボールペン等）を使用しないこと。